(二)十六枚立上（一本ニ付十六銭）(三)十七枚立上（一本ニ付十五銭）

(四)鹿ノ子染五反ニ付一円（但シ註何枚立トハ加工ニ使用スル

型紙ノ枚数ヲ云フ）ト支給スル旨ヲ発表シタル処従業員側

ハ承服セス之カ増額ヲ要求シタルニヨル

経過　三日工場主ヨリ賃銀ヲ発表シタルニ対シ従業員一同

ハ直ニ工場主ヲ訪問シテ次ノ要求（十枚立一本ニ付十八銭ト

シ立枚ヲ増ス毎ニ五銭増額シテ給外ニ一項）ヲ口頭ヲ以テ為シ

タルモ拒絶セラレタルカ其ノ際職工林ハ工場主ト互ニ激論

ノ結果双方立上リ拳ヲ以テ互ニ殴リ合ヒヲ演シ其ノ統

為メ制止シナカラ罷業ヲ敢行スルニ至リシガ所轄署ノ警察

（協調會勞働課）